

認知症による資産凍結に 備えるには

～人生100年！セカンドライフのリスク管理は～

認知症が進むと意思能力が喪失し、定期預金の解約、不動産の賃貸借・売却、相続に関わる遺言の作成などの法律行為ができなくなります。

認知症に備えてどのように準備をすればよいかを一緒に考えます。

日時 9月7日（水）

時間 9時30分 ～ 11時30分

参加費 300円（資料代として）

定員 15名

場所 山内地区センター 3階 会議室2

受付 8月11日 10時より窓口・電話にて受付
先着順

お問い合わせ

山内地区センター

045-901-8010

*あおばFPくらしの会 共催



あつまる・つながる・笑顔になる

指定管理者

公益社団法人

横浜市民施設協会

<http://yokohama-shisetsu.com/>